

令和7年度（2025年度）

第1回 熊本博物館協議会

日時：令和7年（2025年）10月29日（水）10：00～12：00

場所：熊本博物館1階 講堂

会次第

1. 開会
2. 事務局挨拶
3. 委嘱状交付・委員紹介
4. 会長及び副会長選出
5. 事務局説明
6. 議事
7. 閉会

熊本市 教育委員会事務局 教育総務部 熊本博物館

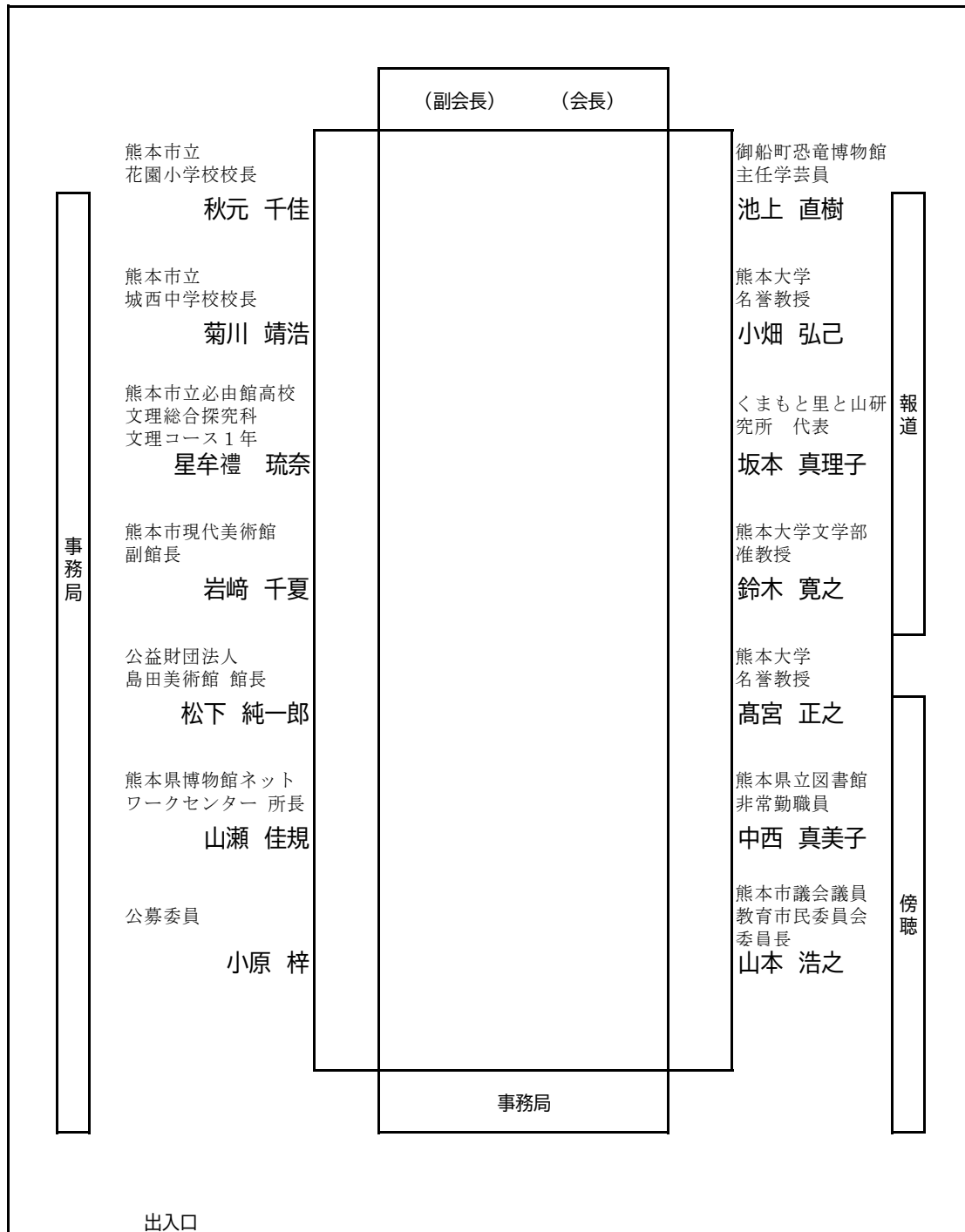
熊本博物館協議会委員名簿

任期：令和7年（2025年）8月1日～令和9年7月31日

〔五十音順、敬称略〕

区分	氏名	所属団体・役職等	〔参考〕 学識者の専門分野		備考
			人文	自然科学	
1	いけがみ なおき 池上 直樹	御船町恐竜博物館 主任学芸員		地質	再任
2	おぼた ひろき 小畑 弘己	熊本大学 名誉教授	考古		新任
3	さかもと まりこ 坂本 真理子	くまもと里と山研究所 代表		動物	新任
4	すずき ひろゆき 鈴木 寛之	熊本大学文学部 准教授	民俗		再任
5	たかみや まさゆき 高宮 正之	熊本大学 名誉教授		植物	新任
6	なかにし まみこ 中西 真美子	熊本県立図書館 非常勤職員	美術工芸		新任
7	やまもと ひろゆき 山本 浩之	熊本市議会議員 教育市民委員会委員長			新任
8	あきもと ちか 秋元 千佳	熊本市立花園小学校 校長			新任
9	きくかわ やすひろ 菊川 靖浩	熊本市立城西中学校 校長			再任
10	ほしむれ るな 星牟禮 琉奈	熊本市立必由館高校 文理総合探究科 文理コース1年			新任
11	いわさき ちか 岩崎 千夏	熊本市現代美術館 副館長			新任
12	まつした じゅんいちろう 松下 純一郎	公益財団法人島田美術館 館長			再任
13	やませ よしのり 山瀬 佳規	熊本県博物館ネットワークセン ター 所長			新任
14	おほら あずさ 小原 梓	公募委員			新任

第1回 熊本博物館協議会座席表



〔参考〕関係法令等の規定（抜粋）

○博物館法(昭和26年12月1日 法律第285号)

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○熊本博物館条例（昭和28年11月7日 条例第61号）

第5条 **法第23条の規定に基づき、博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。**

2 協議会の委員は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委員会が委嘱する。

3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会の委員は、再任されることができる。

○熊本博物館協議会規則（昭和58年1月27日 教委規則第2号）

第1条 この規則は、熊本博物館条例（昭和28年11月7日条例第61号）に定めるもののほか、熊本博物館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 **協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。**

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 会長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、会長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回答した委員については、当該期日に会議に出席したものとみなす。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは「会長が指定する期日までに審議結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

第5条 協議会の庶務は、熊本博物館において処理する。

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○熊本博物館協議会傍聴要綱（平成27年6月11日教育長決裁）

第1条 この要綱は、熊本博物館協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付を受けなければならない。

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品、又は、看板その他示威宣伝の用に供される物品を持っている者。

(2) 酒気を帯びていると認められる者。

(3) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者。

第4条 熊本市博物館協議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

第5条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。

(3) 会長の許可なく撮影又は録音をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 会長の指示に反する行為をしないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

2か年の主なスケジュールおよび審議事項（案）

令和7年度 (2025年度) ※	第1回	前年度事業に対する意見 当館の現状と課題説明
	第2回	翌年度の事業計画説明 新たな運営方針（案）に対する諮問

令和8年度 (2026年度) ※	第1回	前年度事業に対する意見 新たな運営方針（案）についての協議
	第2回	翌年度の事業計画説明 新たな運営方針に対する答申

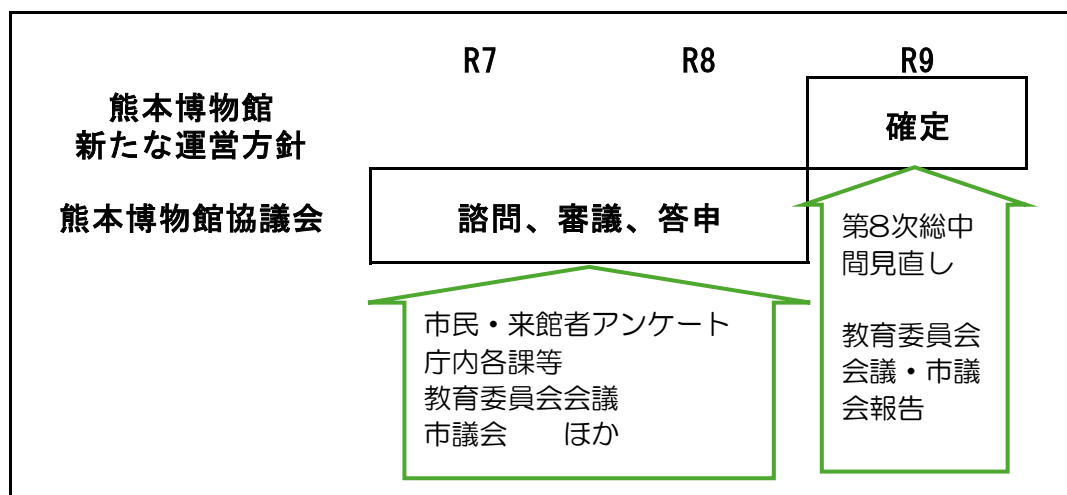
※必要に応じ、3回開催する場合がある。

令和9年度 (2027年度)	熊本市第8次総合計画中間見直し等、市の上位施策と整合性を図りながら、教育委員会会議、市議会に報告し、新たな運営方針を確定。
-------------------	---

※本協議会から答申を受けるにあたり、幅広い意見を反映するため、市民や来館者に対するアンケート調査、関係課協議、教育委員会会議及び市議会から意見を聴取し、その結果等を協議会に提示しながら進めることとする。

答申を受けた後、最終的には重要な教育施策の方針決定を担う教育委員会会議に諮ったのち、市議会に報告を行い確定する予定。

【イメージ】



熊本博物館

リニューアルオープン後の運営方針

平成 30（2018）年 11 月 12 日策定

目 次

1	運営方針策定の目的と博物館における基本的考え方	
1-1	運営方針策定の目的	1
1-2	リニューアル後の熊本博物館の基本理念	2
1-3	公開承認施設認定へ向けた取組	3
1-4	博物館の観光振興への寄与	3
2	学芸活動	
2-1	調査・研究活動の方針	5
2-2	展示活動の方針	5
2-2-1	展示活動	5
2-2-2	縣市連携展示室の運営	7
2-2-3	プラネタリウムの施設管理と運営及び新たな番組開発	8
2-3	教育・普及活動の方針	8
2-4	収集・保存活動の方針	11
2-5	情報収集・発信活動の方針	12
3	博物館施設の利用と来館者サービス及び安全管理、火災・自然災害への対策	
3-1	博物館施設の利用	14
3-2	来館者へのサービス、安全管理	15
3-3	火災、地震等自然災害等への対策	16
4	市民参画・協働と他の博物館等との連携強化	
4-1	博物館活動への市民参画・協働についての方針	18
4-2	熊本城・周辺関連施設や他の博物館等との連	19
5	運営の検証と評価	21

1 運営方針策定の目的と

博物館における基本的考え方

1-1 運営方針策定の目的

熊本博物館は昭和 27（1952）年に熊本城内（本丸）に開館し、昭和 36（1961）年から花畑町の勸業館（当時、後の産業文化会館）に移転、昭和 53（1978）年に現在の熊本城三の丸地区に建築家黒川紀章氏による設計によって新築・移転され現在に至っている。

建設からおよそ 40 年が経過したことによる施設の老朽化や社会の変化・進展による展示技術の向上に伴い、新たに施設機能と展示環境を見直すことで魅力ある総合博物館として、政令指定都市にふさわしい熊本地域における中核博物館となるよう、平成 24 年度からリニューアルを進めてきたところである。

このような経緯の中で、リニューアル工事のため平成 25 年 7 月から一部プラネタリウム等の投映は継続したものの常設展示施設は閉館し、その後、平成 27 年 7 月に全館を閉館し改修工事を進め、平成 30 年 12 月に約 5 年間の改修期間を経てリニューアルオープンすることとなった。

そのようなことから、これからの新たな博物館として、その運営や活動の充実と向上を図るため、基本となる運営方針について定めるものである。

また、本運営方針においては、博物館法、文化財保護法、熊本博物館条例等を踏まえつつ、来館者の立場に立った運営を目指す。

1-2 リニューアル後の熊本博物館の基本理念

熊本博物館では、目指す4つの理念を昭和49（1974）年の基本構想の中で定めている。この理念は「広域情報型博物館」「市民開放型博物館」「郷土立脚型博物館」「人間密着型博物館」の4つに整理されており、その後の国内博物館が生涯学習型の博物館に移行していった潮流や地域博物館の台頭などを振り返っても、当時として先進性の高い理念であったと考えられる。

そのため今回のリニューアルに際して策定した「熊本博物館リニューアル基本構想及び基本計画（平成24年3月）」においてもこの4つの理念を継承しながら「新たな博物館像」を再構築し、常設展示における全体テーマを「未来へつなぐ熊本の記憶」とした。そのような考え方を踏まえ、本運営方針においてもこの4つの理念を当館の基本理念とする。

〈熊本博物館の4つの基本理念〉

広域情報型博物館

政令指定都市が有する中核博物館として、熊本の豊かな歴史や自然の価値を魅力的に発信するほか、収蔵資料等に限らずこれまで市民が気軽に見ることができなかった貴重な文化資料も展示し、広く情報発信していく博物館

市民開放型博物館

当館が収蔵する資料群を活用し、市民の生涯学習の場、子どもたちの興味や関心に応える教育普及活動の場となり、子どもたちをはじめ誰もが繰り返し訪れる博物館、また市民とともに活動する博物館

郷土立脚型博物館

当館の収蔵資料を通して郷土の魅力を発信し、市民の郷土学習、学術活動を支援するとともに、郷土観光・学習観光に資する博物館

人間密着型博物館

博物館が日常生活の一部にあって、人間の英知（歴史や文化の創造、自然との共生）に触れることができ、時代と市民ニーズに対応しながら、世代を超えて楽しむことのできる博物館

1－3 公開承認施設認定へ向けた取組

熊本博物館では、今回のリニューアルにおいて温湿度を管理できる特別展示室や重要文化財等を収蔵・保管する特別収蔵庫等の整備を行い、「公開承認施設」を目指して改修が進められてきた。

「公開承認施設」とは、国宝、重要文化財等の公開にふさわしい施設として文化庁長官が認定するものであり、この認定を受けると特別展等開催における重要文化財等の公開手続きが簡素化されるとともに、所有者からも貸出において信頼できる施設となるというメリットがある。

このことから、博物館展示活動において、これまで展示機会が少なかった国宝・重要文化財等を含む特別展等の開催機会が増えることとなり、市民に対する魅力ある博物館となることにつながる。

そこで当館では「公開承認施設」認定を目指し、次の取組を進めていく。

- ・学芸員の専門性を高めるとともに、重要文化財等の借用、一時保管、展示、返却に係る高度な技能習得に努める。
- ・来館者が自由に移動、休憩できるエリアと展示・保管エリアを明確に区分し、重要文化財等の確実な保全を行う。
- ・施設の防火、防災、防犯体制を確立する。

1－4 博物館の観光振興への寄与

博物館は立地する当該地域の歴史や文化、地域の特性等を実際の文化財に触れながら学ぶことのできる魅力的な施設であり、国内外からの観光客が訪れたい重要な観光文化資源となる施設である。また、修学旅行等においても児童、生徒が立ち寄り、その地域の歴史と特色を学習できる施設ともなる。

そこで、今後の当館の活動においては、博物館が本市における社会教育施設としての機能だけを果たすのではなく、熊本における観光文化資源、文化観光拠点となり観光振興にも寄与する活動が求められる。

- ・『明日の日本を支える観光ビジョン2016』においては「文化財」を「保護優先」から観光客目線での「理解促進」そして「活用」へと明示されており、その考え方を

踏まえ、観光コンテンツの質の向上を図りながら寄与していく。

- 熊本城及びその周辺は、本市における代表的な観光スポットとして、国内外から多くの観光客が訪れる場所である。そのため国内外からの観光客の取り込みや友好姉妹都市等をはじめとした海外の各都市との様々な国際交流事業の開催の動きに同調した取り組みなど、周辺関連施設をはじめ熊本国際観光コンベンション協会等とも強力に連携し、当館の観光文化資源としての魅力を発信し、来館者の誘導に取り組む。また、熊本城域に立地する特色ある博物館として教育旅行等にも大いに活用されるよう取り組むものとする。

2 学 芸 活 動

2-1 調査・研究活動の方針

(1) 調査・研究活動の考え方

- ・熊本博物館は考古、歴史、民俗、美術工芸、地質、動物、植物、天文、理工、保存科学という分野で構成する総合博物館であり、これらの各分野を担当する専門の学芸員等を有している。それぞれの学芸員による各分野の調査・研究は博物館自体の活動の質を高めるものであり、博物館活動の核となる重要な活動の一つである。

(2) 取組の方針

- ・熊本博物館においては、調査・研究活動に充てる時間を十分確保することに努め、最新の情報収集や新たな熊本の価値や魅力の発見を目指し、学芸員の専門性を生かした質の高い調査・研究活動に取り組む。
- ・調査・研究に基づく成果は、当館における常設展示や特別展、企画展をはじめ、教育普及にも還元し、市民をはじめ県内外へも発信するよう努めていく。
- ・調査・研究においては、個人研究はもとより、他博物館や教育機関・研究機関等と連携した共同研究など、広い視野に立った調査・研究に努めていくとともに、学会等への参加、研究発表などにも積極的に取り組む。

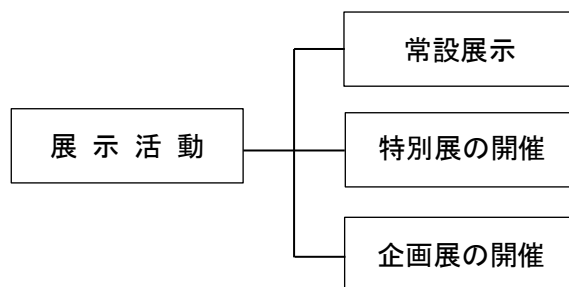
2-2 展 示 活 動 の 方 針

2-2-1 展 示 活 動

熊本博物館では常設展示の全体テーマを「未来へつなぐ熊本の記憶」として熊本の歴史や文化、人と自然との深いかかわりを示しながら、長い時間の中で織り成されてきた知の蓄積を市民に楽しく分かりやすく伝え、未来へ継承することを目指す。また、常設展示に加え、年間を通して計画的に、特別展・企画展を開催し、当館活動の柱と

する。常設展示、特別展・企画展の開催に当たって鑑賞者用ガイドブック、図録、解説シートなどを作成・発行し、来館者の理解を深める取組を行う。(2-5 詳述)

特に、特別展においては、重要文化財等の展示も行い、これまで市民が鑑賞することができなかった展示会を企画し開催していく。また、同時に観光資源となる博物館活動を目指し、市民だけでなく国内外から熊本を訪れる観光客に対しても魅力的な展覧・鑑賞の機会となるよう努めるものとする。



(1) 常設展示に関する考え方

- 当館の常設展示は、創設以来半世紀を越えて蓄積・形成してきた収蔵品を公開していく核となる展示であり、展示の全体テーマを「未来へつなぐ熊本の記憶」とする。
- 常設展示は、各分野、一定期間ごとに関連収蔵品等による展示更新あるいは展示換えを行い、来館者の関心やニーズを捉え、何度も足を運びたくなる魅力ある常設展示を基本とする。
- 展示換えを行った場合は積極的かつ速やかに市民への情報の発信に努める。
- 常設展示における展示資料の解説については、来館者にとって可能な限り、時代背景や魅力などが分かりやすく親しみやすい解説を付することとする。

(2) 特別展、企画展の開催に関する考え方について

① 特別展の開催

- 特別展は、特別展示室を利用し、市民が普段では見ることができない子どもから大人まで楽しめる魅力ある展示会を行う。
- 特別展は、特別観覧料を徴する当館主催の特別展と、他団体等との共催となる実行委員会形式で開催する有料の特別展等を実施する。
- 特別展の開催においては、季節や夏休み・春休み等、学校の長期休業日、国内・県内のイベントや市民の関心を反映した社会的事項なども考慮して内容、会期等を設定する。
- 特別展は、年間 2～3 回程度開催するものとする。

② 企画展の開催

- ・企画展は、特別展示室等を活用し、当館学芸員等が普段の調査・研究に基づき当館の資料（一部借用資料含む）等を活用して行なう展示のほか、他研究機関等との共催で研究成果等を発表する展示とする。この企画展は常設展示の一環として位置付け、入場料金で観覧できるものとする。

2-2-2 縣市連携展示室の運営

縣市連携展示室は熊本県と本市で締結した「熊本市立熊本博物館における縣市連携による展示に関する覚書」（平成 25 年 3 月 29 日付）並びに「熊本市立熊本博物館における縣市連携による展示に関する協定書」（平成 28 年 4 月 1 日付）に基づき、熊本県博物館ネットワークセンター（以下「県ネットワークセンター」という。）の所蔵する博物館関係資料が展示されるものである。

縣市連携展示室では、熊本県が所蔵する主に熊本県域に分布する生物標本の展示のほか、情報コーナーや学習コーナーも併設され、当館の常設展示と一体となって運営を行うものである。

（1） 展示コーナーの主な運営方針

① 展示資料について

- ・県ネットワークセンターが所蔵する資料を展示する。

② 日常管理について

- ・展示資料は当館の常設展示と同様の展示環境の中で当館が一元的に管理する
- ・展示資料の点検、資料の写真撮影についても当館の運用方針に準ずるものとする。

③ 展示資料の展示換え

- ・展示換え等の作業を行う場合は、県ネットワークセンターが休館日等を利用して行う。

④ 展示資料についての案内解説

- ・展示資料の来館者への解説キャプション等の作成は、県ネットワークセンターが作成するものとするが、当館における展示資料に係る通常時の説明・解説は当館の学芸員等が行うものとする。
- ・縣市連携展示室の展示資料においては当館が実施する館内学習支援活動等においても活用するものとする。

（2） 情報コーナー及び学習コーナーの主な運営方針

① 情報コーナーのシステムの管理及び内容の更新

・システムの管理は当館で行い、内容の更新は県ネットワークセンターで行う。

② 来館者の利活用

- ・情報コーナー・学習コーナーは、来館者の利用はもとより、当館が実施する館内学習支援活用等においても活用を行う。
- ・図書等については、当館の図書類及び県ネットワークセンターの図書を設置し来館者の閲覧に供する。

③ 県内活動グループ紹介コーナーの活用

- ・県ネットワークセンターの活動に係る県内活動グループ等の紹介及び熊本博物館に関わる活動グループの紹介等を行っていく。

2-2-3 プラネタリウムの施設管理と運営及び新たな番組開発

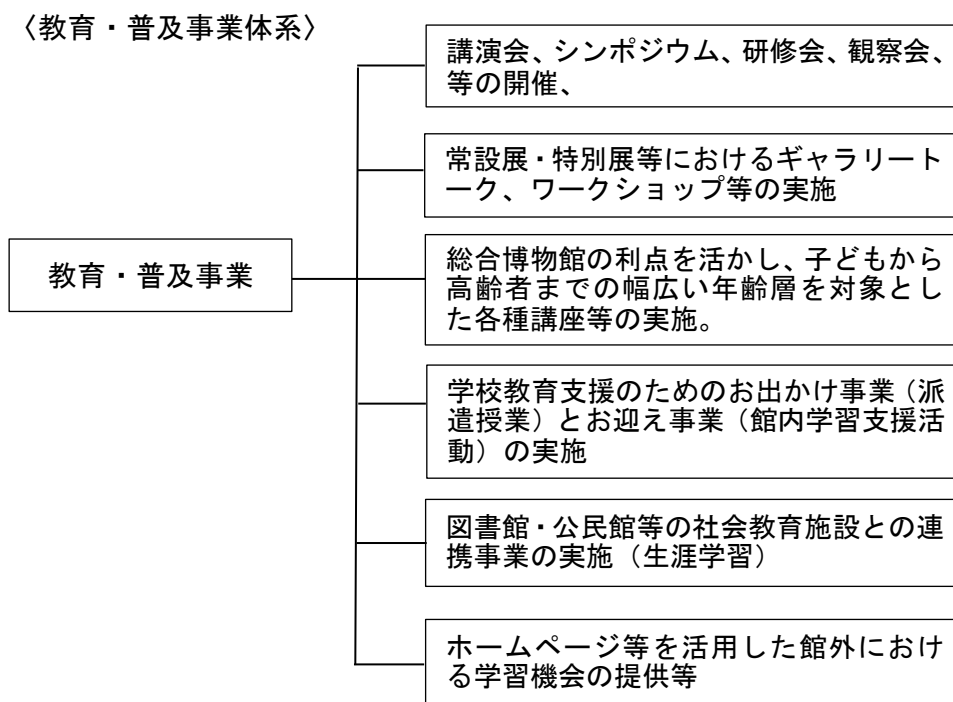
- ・当館のプラネタリウム施設は、平成 23 (2011) 年 3 月に機器更新を行っており、ドーム規模が熊本県内最大で、天体の学習施設として積極的な活用を図る。特に、市内を中心とした県内の幼稚園・保育園、小中学校、高校に対して学習投映専用枠を設け授業の一環としての利活用を促進し、博学連携の強化を図っていく。
- ・プラネタリウム施設は、教育資源としてのみでなく観光資源ともなるため、観光旅行、修学旅行等の教育旅行、学校行事での活用も促進する。
- ・プラネタリウムの管理については、定期的にメンテナンスを行い、運営に支障がないようにする。また、運営にあたっては、投映・解説員の研修等を積極的に行い、解説技術の向上、内容の充実を図る。
- ・投映番組については、季節や人々が興味・関心を集める天文現象、天文学的知見に応じて新たな番組の導入に努めるとともに、オリジナル投映番組の制作にも取り組んでいく。

2-3 教育・普及活動の方針

(1) 博物館における教育・普及活動

教育・普及活動は、調査・研究活動、展示活動とともに博物館活動の核となる重要な事業である。そこで来館者だけでなく来館しない人も対象とした生涯学習の拠点としての活動促進を図るとともに博学連携を強化し、学校教育を補完する機能を高め提

供していくものとする。そのため、当館では次のように事業体系を整理して取り組む。



- ・ 常設展、特別展、企画展開催の他、適宜テーマを設定し、市民をはじめ教育関係者・研究者等を対象に講堂等を使用した講演会、シンポジウム、研修会等を開催する。
- ・ 常設展示、特別展示等に係る学芸員によるギャラリートーク、ワークショップ等の手法を取り入れ、展示品の魅力や面白さを分かりやすく来館者に伝える。
- ・ 当館各分野の学芸員等により子どもから高齢者までを対象とした各種講座を年間を通じて開催し、生涯学習の場としての機能を高めていく。
- ・ 学校教育支援事業に取り組み、博学連携の強化を図る（次項（2）参照）。
- ・ 図書館・公民館等の社会教育施設の講座開催等に協力するなど、生涯学習支援に努める。
- ・ ホームページ等を活用し、館外でも学習できる機会を提供する。

（2）学校教育支援事業による博学連携促進に向けた取組

① ゲストティーチャー派遣授業（お出かけ事業）

- ・ 博物館収蔵資料や学芸員の専門性（知識や技能）を学校教育における学習活動等（授業）に活用するため、小中学校の要請により当館学芸員等を派遣する「ゲストティーチャー派遣授業（お出かけ事業）」を実施する。
- ・ 実施にあたっては、学校授業等カリキュラム（年間学習指導計画）に沿うよう

担当教師との打ち合わせを十分に行い授業支援につなげる。

- ・小中学校等への積極的な周知を図り、お出かけ事業の利用促進を図っていく。

② 館内学習支援活動（お迎え事業）

- ・小中学校から博物館に児童・生徒を迎え、館内資料や施設を活用して学習を行う『館内学習支援活動（お迎え事業）』を積極的に実施していく。
- ・学習プログラムにおいては学校のニーズ等を把握し随時追加作成・改訂等行いながら館内展示物等を活用した学習の促進を図る。
- ・本事業においては学校カリキュラムを考慮し、学校行事等との調整を図りながら実施する。
- ・本事業の内容については小中学校等への積極的な周知を図り利用促進を図っていく

（３）生涯学習の場の提供

- ・学校教育との連携とともに、地域に根ざし、地域に開かれた施設として生涯学習の場と機会の提供に努める。
- ・各分野の学芸員等の高度な専門性を生かし、様々な年齢層が参加できる講座や講演会、シンポジウム等を開催し生涯学習の場としての機能の充実を図る。
- ・館内だけの事業開催にとどまらず、公民館等の他の社会教育施設講座等にも協力し、連携して生涯学習支援に努める。

（４）館外での学習、教育・普及への促進

- ・来館者だけでなく、来館しなくとも当館ホームページ等を活用し、広く熊本の自然や歴史など学習できるよう当館の収蔵品データベース等の充実をはかり、館外での学習機会の確保や研究活動、館外での講座等への活用促進を図る。

（５）その他の教育普及に関する取組

- ・当館の施設機能や学芸員等の専門性を生かし、博物館実習生の受け入れをはじめ、教職員を対象とした研修会の実施、その他、職場体験学習の場として中高生・大学生等の受け入れなどにも取り組む。

2-4 収集・保存活動の方針

(1) 収集方針、基準等

- ・当館における資料収集は、採集・寄贈・交換・購入等の方法により、当館の事業展開において必要不可欠で貴重なものの収集を基本とする。その際、当館においては、資料の管理・保管等の要因を考慮し対応する。
- ・当館の収集方針は、考古、歴史、民俗、美術工芸、地質、動物、植物、天文、理工、保存科学に関する分野において、主に熊本に関連のあるものやその比較資料となるもの、及び調査研究の対象としてふさわしい資料の収集を基本とする。
- ・収集対象は、法令（コンプライアンス）を遵守し、採集日・採集場所・時代等の来歴のデータが明確で、当館の調査研究、展示において重要と判断されるものを基本として収集していくものとする。

(2) 保存管理方針

- ・基本的に、新規に収集した資料は処置室で保管し、燻蒸した後に各収蔵庫に収める。
- ・館内に収蔵された資料管理は薬剤だけに頼らず、日常的な環境管理を行うことで有害生物被害を低減させる総合的有害生物管理（IPM）の考え方を基本とし、収蔵庫室内での定期的な燻蒸は行わない。

(3) 収蔵品のデータベース化と公開

- ・資料情報の記録と管理のため、収蔵資料は収蔵資料管理データベースへの登録を行う。
- ・個人情報を含むものや希少種など、性質上情報の公開に適さない資料を除き、登録した収集資料情報はインターネットにおいて広く一般に公開し、収蔵資料の活用促進を図る。
- ・行政施策をはじめ、公共事業における環境アセスメント並びに学術研究においては適宜、収蔵資料等の情報公開等について協力を行う。

2-5 情報収集・発信活動の方針

当館では、展示資料や展覧会等の情報、講座・イベント情報、その他活動状況について、印刷物、ホームページ、館内外でのチラシの配布等さまざまな媒体を活用し、多くの来館者が訪れる機会となるよう県内外へ広く情報の発信・周知を行う。

① 常設展示ガイドブック、特別展等における図録、解説リーフレットの作成・発行

常設展示資料を解説したガイドブックを発行するとともに、特別展・企画展等の開催においては、適宜、図録の発行、解説リーフレット等を作成し、来館者が展示資料への理解を深めることができるようにするとともに、展覧会の視点や展示物の魅力を分かりやすく伝えるよう工夫するものとする。

② 熊本博物館『館報』の刊行

当館の展示会の開催、教育・普及活動、収集・保存活動、調査・研究活動に伴う学芸員等の研究論文など、1年間の当館活動についてまとめ刊行する。

発行：当該年度の活動をまとめ、翌年度に作成。年1回発行。

配布先：小中高校・大学等教育機関、市関係施設、県内外博物館等関係機関へ配布。

③ ニュースレターの発行

当館の開催事業や学芸員の活動、収蔵品の紹介など、当館の魅力を広く市民や関係機関等へ発信するため発行する。

発行：年2回、原則4月と10月頃に発行

配布先：来館者、小中学校等の教育機関、市関係施設、県内外博物館、観光関係機関等へ配布。

④ 熊本博物館ニュースの発行

当館の月間行事・イベントについて市民や関係機関等へ広く周知を図るため発行するもの。

発行：毎月、翌月分を記載したものを発行する。

配布先：来館者、小中学校等教育機関、市関係施設、県内外博物館、観光関係機関等へ配布。

⑤ 熊本博物館ホームページ、熊本市の広報媒体等の活用

リニューアルオープンに際して改編した熊本博物館ホームページを活用し、当館活動に関する内容の更新を適宜行い、総合的な情報発信に取り組む。また、本市ホームページ、フェイスブック、市政だより、市政広報番組等の積極的な活用も図る。

〈当館ホームページに掲載する主な項目〉

ア. 常設展、企画展、特別展の開催情報

- イ. 行事予定、イベント情報
- ウ. プラネタリウム、学校教育支援事業関連情報
- エ. 収蔵品紹介・検索
- オ. 館報、調査報告
- カ. 館内案内・開館時間・アクセス 等

⑥ その他、調査報告書等の刊行

当館が実施した調査・研究報告書等の刊行

**⑦ 図書閲覧室の活用促進（縣市連携展示室の活用）及び収蔵書籍・資料等の閲覧
対応（学芸図書室の活用）**

当館書籍等について広く市民等の利用を図っていく。

⑧ 市民等の知的好奇心、興味、疑問に応えるリファレンス業務の充実

博物館に蓄積された知見や学芸員の専門知識を市民等へ積極的に還元していく。

3 博物館施設の利用と来館者サービス及び 安全管理・火災・自然災害への対策

3-1 博物館施設の利用

平成 30 年 3 月に一部改正した博物館条例において、特別展示室の一般貸出に関する規定は廃止したため、各施設の利用については次のように行う。

(1) 特別展示室の利用について

特別展示室 1、2 は、「公開承認施設」を目指す上で熊本博物館における施設管理の重要な展示室となる。そのため、当館が主催、共催する特別展、学芸員等が企画する企画展にのみ当館管理のもとで使用する。

(2) 講堂、実験・工作室の利用について

講堂、実験・工作室の利用については、次のとおりとする。ただし、博物館資料や施設の維持に支障を及ぼす恐れのある事業については利用できないものとする。

- ・当館の主催事業、または共催事業での利用
- ・小中学校、高校、幼稚園・保育園等の教職員、児童、生徒、園児を対象として当館学芸員等が所管の資料や施設を利用して行うオリエンテーションや学校教育支援活動、研修会等での利用
- ・学校 PTA、保護者、子ども会等が主催し、かつ当館の資料や施設を使用した行事で当館学芸員等が関わって行う事業での利用
- ・熊本博物館がその活動を支援する団体や当館活動の目的に合致する歴史や文化、自然科学の振興に寄与する団体の事業で、当館学芸員等が参画・協働して行う事業での利用
- ・その他、熊本博物館長が開催の妥当性や意義を認めた活動での利用

3-2 来館者へのサービス、安全管理

(1) エントランスの活用

- ・エントランスは来館者が熊本博物館において最初に出会う空間である。この空間は博物館の顔ともなり、入場ゲートを通り、常設展示室、特別展示室、プラネタリウム、講堂、実験・工作室へと来館者をそれぞれの目的に合わせて誘う空間である。このため、このエントランスでは、受付職員、サイネージモニター等を紹介して丁寧で親切な案内に努めるとともに来館者の十分な安全を確保する。
- ・エントランスは来館者にとって交流し、静かに語らう空間であり、休憩し憩う空間でもあるため、休憩用のソファ等を設置するほか、飲料水の提供、ミュージアムショップの設置等を進める。

(2) 入場券販売方法、個人での来館、団体での来館への対応

- ・入場券の販売は、北側正面玄関横に入場券自動販売機を設置し販売を行う。その際は来館者が購入しやすいように案内表示、購入方法など丁寧な説明表示に努める。
- ・個人による来館に際しては北側正面玄関に入場券の自動販売機を設置し、入場券の販売を行う。入場者は入場ゲートを通り入場する。ただし、市内小中学生等入場料が減免される来館者は案内受付に申し出て入場する。
- ・団体来館者の入場については、別途受付において対応し、団体来場者のスムーズな入場に努める。

(3) 身体障がい者、高齢者の方等への対応

- ・身体障がい者の来館に際しては、主に南側玄関を開放し安全な入館ができるよう誘導する。また、北側正面玄関横の車椅子用スロープの活用も図る。
- ・身体障がい者、高齢者等がいつでも利用できるよう車椅子を常備し利用に供する。

(4) 来館者の誘導、安全管理

① 来館者への館内案内・誘導

- ・来館者の入場に際しては、受付窓口に常駐する職員等が丁寧な対応で館内へ誘導し、館内案内を適宜行うとともに、来館者の安全確保に努める。
- ・エントランススペースでは飲料補給のみ可能なスペースを確保し、展示室やプラネタリウム室等での飲食はできないことを入場者へ伝え理解と実践を促す。
- ・常設展示、特別展、企画展における展示資料の保全や写真撮影の可否等、観覧に際しての注意事項の周知を十分に行い、多くの来館者が快適に観覧できるよ

うに努める。

- ・国外からの来館者に対しては、館内施設の外国語表記による案内のほか、職員等による丁寧な案内に努めるものとする。また、展示においても音声と文字による外国語対応展示解説システム等を活用し展示物の解説・案内を行う。

② 当館までの来館アクセス、駐車場案内の徹底

- ・当館には来館者専用の駐車場がないため、来館に際しては公共交通機関利用を優先して周知を図る。その際は、公共交通機関を利用した来館方法を具体的に示す。
- ・自家用車等の利用による来館に対しては、熊本城総合管理事務所が管理する二の丸駐車場、三の丸駐車場への案内を行う。ただし、身体障がい者向けに南側玄関前に専用駐車場を設け、その利用を案内する。
- ・団体での来館者が貸切バス等を利用して来館する際には、当分の間、二の丸駐車場等近隣の駐車場を案内する。ただし、団体来館者のバスの乗降に際しては南側玄関前を利用し、来館者の安全を確保する。

(5) 施設の管理

- ・空調、電気、給排水設備等の計画的な点検を適正に行い、施設の良い環境維持に努めることにより、来館者への安全確保のもとサービス提供を行う。

3-3 火災、地震等の自然災害等への対策

(1) 防火、防災計画の策定と対処

- ・不測の火災や地震等が発生した場合のリスク等を想定し、消防法、消防法施行令、熊本市火災予防条例等を踏まえて、消防計画を策定し防火をはじめとする様々な防災に万全を期すものとする。

(2) 火災、地震等の自然災害発生時における来館者の避難誘導

- ・当館において火災や地震等の自然災害が発生したときは、来館者の安全確保と避難誘導を最優先として対応する。避難誘導訓練においては消防計画を踏まえ、職員等による避難誘導訓練を実施し、不測の事態に応じた体制の整備を進める。

(3) 展示資料及び収蔵資料の保護・保全

- ・火災、地震等の自然災害等には来館者の安全確保と避難誘導を優先して行うこと

が求められるが、平常時から不測の事態を想定し、展示資料の転倒、破損等に最大限の注意を図り、展示資料の保護、保全に努める。

- ・収蔵資料においても、平常時から不測の事態を想定し、収蔵棚の転倒、収蔵資料の落下、破損等に対する防止処置を行い、収蔵資料においても保護、保全に努める。
- ・損傷等の被害を受けた資料については、事態収束後、早期に安全が確保される場所へ移動し、応急的な処置を行うものとする。

(4) その他の事故、事件等への対策

- ・火災、自然災害のほか、事故や騒動、不審者の侵入・不審物の投棄などへの対策についても、その事態に対応した体制の整備を図る。

4 市民参画・協働と

他の博物館等との連携強化

4-1 博物館活動への市民参画・協働についての方針

熊本博物館の活動において市民が参画し、協働による活動を展開していくことは、当館の目指すべき理念に掲げている「市民開放型博物館」「人間密着型博物館」の実現にとって重要なことである。

この理念に基づき、当館の機能や能力を十分発揮しながら、収蔵資料や情報等を活用して市民と共に活動し、市民に親しまれる博物館活動を行い、市民と共に発展していく博物館を目指す。

(1) 「熊本博物館が活動を支援する団体」への積極的な支援活動

当館では、これまでも人文科学、自然科学等の分野に関する生涯学習につながる各種同好会等の運営を支援してきた。今後も、これら同好会等に対して当館が支援できる体制を整備し、活動支援に努める。

そのため当館の活動目的に合致し、当館学芸員等が各自の専門性を生かして、積極的な支援を行う対象とする同好会等の団体を「熊本博物館が活動を支援する団体」として認定し、この団体が行う当館の施設を利用した研修会、講習会等を当館活動の一つとして位置付け参画・協働する体制を整備する。

※「熊本博物館が活動を支援する団体」に認定する団体の主な要件

- ア. 当該団体の活動が当館活動に関連する内容であり、教育、学術、文化の振興に寄与し、その活動成果を当館の活動や広く市民に還元できる団体であること。
- イ. 当該団体の情報が広く一般市民に公開され、会員が特定されることなく、一般市民を対象として募集が行われている団体であること。
- ウ. 非営利団体であること
- エ. 自立した運営及び自主的な企画・行事等を行うことができる団体であること。

(2) 博物館ボランティアとの協働

- ・博物館活動を推進するにあたり、その活動を広く支えるボランティアの存在は重

要である。そのため、各分野の講座やイベント開催時における補助ボランティア、資料等整理ボランティア、収蔵品等整理（標本作成等含む）ボランティア、調査活動ボランティア等を募集し、市民と共に活動する博物館を目指す。

（３）熊本博物館における友の会運営について

- ・ 当館活動が今後さらに発展していくためには博物館を中心とした市民の輪が広がることが重要である。そこで、博物館が、講演会・シンポジウム、学芸員による各種講座等を広く行って行く中で、友の会組織化への機運を醸成し、友の会事業や運営方法などについて協議しながら進めて行く。

４－２ 熊本城とその周辺関連施設や他の博物館等との連携強化

（１）熊本城及びその周辺関連施設との連携強化

- ・ 当館は、熊本城を中心に熊本県立美術館、熊本県立伝統工芸館、熊本市現代美術館などが集中している。これらの熊本城や周辺関連施設と連携して、共同事業の実施にも取り組み、上質で伝統ある熊本文化の魅力や価値を積極的に発信するよう取り組む。

（２）熊本県内博物館・美術館、記念館等との連携

- ・ 県内には多くの博物館・美術館があり、それぞれの地域における特色ある文化発信拠点となっている。当館においてはこれらの博物館等との相互連携の強化、情報共有、博物館等スタッフの研修の機会づくりなどに取り組み、「熊本県博物館連絡協議会」を中心として他の博物館等とのネットワークの強化を図っていく。

（３）地域ミュージアムネットワークの拠点博物館への取組

- ・ 本館所管の塚原歴史民俗資料館をはじめ、本市にある各記念館、資料館や史跡、名所のほか、動植物園等との連携強化を図り、当館がそれら記念館等をつなぐ本市域における地域ミュージアムネットワークの拠点博物館となることを目指す。

（４）県外博物館、研究機関等との連携

- ・ 当館が、魅力ある常設展示、特別展・企画展の開催に取り組んでいくためには、友好姉妹都市など海外の都市にある博物館も視野に入れ、先進的で質の高い博物館活動を行っている国内外の博物館や研究機関等との連携やネットワークの構

築も不可欠である。そこで特別展・企画展の共同開催や共同研究の実施など、ネットワークの強化に努める。

- 考古、歴史、民俗、美術工芸、地質、動物、植物、天文、理工、保存科学という各分野において、調査・研究、活動内容等の質を継続して高めていくため、それぞれの分野の学会や学術団体等が開催する研修会等にも参加し、情報交換、研究発表等を行うなど、様々な視点から各自の専門性を深めていくよう努める。

5 運営の検証と評価

当館の活動を活性化させ、常に運営内容の質を向上させていくためには、今後、博物館法で定められている「設置及び運営上望ましい基準」「運営の状況に関する評価等」「運営の状況に関する情報の提供」等に関する条項などを踏まえ、毎年度継続し運営や事業内容の検証と評価を行い、中長期的な視点での事業展開を行うことが重要である。

そのため当館では、「1 運営方針策定の目的と博物館における基本的考え方」を踏まえ、本運営方針に掲げた「2 学芸活動」「3 博物館施設の利用と来館者サービス及び安全管理・火災・自然災害への対策」「4 市民参画・協働と他の博物館等との連携強化」の各取組について、当該年度の活動・事業内容の状況や実績を検証・評価し、運営や取組における課題や問題点を整理することで、必要な対策を検討する等、フィードバックを行う。

この運営内容に対する検証と評価結果については「熊本博物館協議会」へ報告し、今後の運営の改善・充実に向けて意見を求めるものとする。

【検証・評価の方法】

「2 学芸活動」「3 博物館施設の利用と来館者サービス及び安全管理・火災・自然災害への対策」「4 市民参画・協働と他の博物館等との連携強化」の取組について、それぞれの小項目ごとに該当する当館の関連事業について検証・評価を実施し、その課題や問題点等を整理する。また、必要に応じてアンケート調査も行う。

【情報の公開】

運営の検証や評価については、熊本博物館ホームページ等において公開する。